

令和3年12月22日

令和4年度政府予算編成及び診療報酬・薬価等改定への見解

健康保険組合連合会
副会長・専務理事 佐野 雅宏

政府において令和4年度予算編成の重要事項が大臣合意されたことを踏まえ、下記のとおり見解をとりまとめましたので、お知らせします。

記

令和4年度政府予算編成において、一定の所得がある後期高齢者の患者負担割合を令和4年10月1日から2割とすることが示された。想定された範囲で最も早い時期の施行であることは評価できる。しかし、今後の高齢化に伴う現役世代の拠出金負担の増加を考えれば十分とは言えず、次期改革に向けた議論を速やかに開始すべきである。

また、令和4年度の診療報酬・薬価等改定についても合意されたが、今回改定は、団塊の世代が75歳に到達し始め、健保組合の財政が悪化するタイミングとなり、また、新型コロナウイルス感染症の影響を踏まえて行われる初めての改定でもある。

健康保険組合連合会は医療保険者関係団体とともに、「令和4年度は診療報酬を引き上げる環境がなく、国民の負担軽減につなげるべきであり、配分の見直しに主眼を置いたメリハリのある改定とする必要がある。薬価等については、イノベーションの推進にも配慮しながら、市場実勢価格の低下に伴う公定価格の引き下げ分を、長期的に上昇し続ける負担の抑制のために還元されなければ、国民の理解は得られない」と一貫して主張してきた。

診療報酬の0.43%引上げが大臣合意されたことは、令和2年度改定の0.55%引上げに比べて小幅であり、現下の状況を踏まえた判断であると推察されるものの、薬価等の1.37%引下げが国民に還元されず、誠に遺憾である。

一方、リフィル処方箋の導入・活用促進による適正化が示されたことは評価でき、実効性ある仕組みとすべきである。また、入院医療の評価の適正化やかかりつけ医機能に係る診療報酬上の措置の実態に即した適切な見直し、薬剤給付の適正化の観点からの湿布薬の処方適正化等が示されており、今後この方向性も踏まえて、個別の診療報酬項目について、中央社会保険医療協議会での議論を尊重し、改革を着実に進めるべきである。

以上

【お問合せ】
(後期高齢者の患者負担割合に関すること)
政策部医療保険グループ
TEL 03-3403-0921
(診療報酬・薬価等改定に関すること)
政策部医療・診療報酬グループ
TEL 03-3403-0987